

旅行業変更登録要件

第1 旅行業変更登録制度

- (1) 旅行業の業務の範囲を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。
(旅行業法第6条の4)
- (2) 第2種・第3種・地域限定から第1種へ業務の範囲を変更する場合は、運輸局へ申請
- (3) 第1種から第2種・第3種・地域限定へ業務の範囲を変更する場合は、県へ申請。その際、県から観光庁観光産業課あてに申請があった旨を通知し、観光産業課から登録簿の送付を受ける。
- (4) 第2種・第3種・地域限定間の変更登録は県で対応。その際、現登録行政庁が他の都道府県の場合、現登録行政庁へ申請があった旨を通知し、現登録行政庁から登録簿の送付を受ける。

第2 登録条件

登録の拒否条項は新規登録の場合と同様。

第3 変更登録申請にあたっての要件

財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任要件は新規登録の場合と同様。

第4 申請に必要な書類

別紙「旅行業（第2種・3種・地域限定）変更登録申請書類一覧表」のとおり。

第5 変更登録手数料の納付

手数料として県収入証紙11, 000円（山梨県手数料条例第2条）を申請書に貼付。

第6 登録番号・登録年月日

変更登録の場合、業務の範囲の変更のみで3桁の登録番号は変わらない。また、登録年月日も変更日ではなく、変更前の登録年月日であるため、有効期限に注意する。

第7 営業保証金の取り戻し・追加

変更登録により営業保証金の取り戻し又は追加が生じる場合は、問い合わせ先へお問い合わせください。

第8 問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部観光政策グループ総務経理

TEL 055-223-3776

FAX 055-223-1574

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 別館2階